

定期報告書等の電子提出に関するご案内

電子政府の普及および省エネルギー・省資源の観点から、定期報告書及び中長期計画書（定期報告書等）の提出について、電子化への一層の推進にご協力をお願いします。

■ 提出いただく定期報告書の電子データは、xml形式（※ 1）を原則とします。※ 2

■ 電子データの正確性を期するため、「定期報告書作成支援ツール」のご利用をお願いします。

※ 1 xmlとは、複数のシステムにおける情報のやりとりを容易にする電子データの形式です。支援ツールから出力することができます。

※ 2 紙媒体による報告を無効とするものではありません。可能な範囲で電子化へのご協力をお願いいたします。



電子提出を行う前に

- ご利用には、事前に「電子情報処理組織使用届出書」を地方経済産業局へご提出頂く必要があります。
 - 電子申請に必要な I D・P Wを通知いたします。
- ※ご申請から通知まで 1 ヶ月ほどお時間を頂きますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

様式43 電子情報処理組織使用届出書

様式第 43 (第 104 条関係)

受理年月日	
受理月日	

電子情報処理組織使用届出書

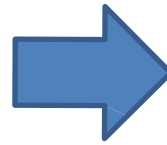
販 年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 1 の 4 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 7 条の中出、第 8 条第 5 項の中請、第 1 2 条の届出、第 1 3 条第 3 項の中請、第 1 5 条の届出、第 1 6 条の中出、第 1 7 条第 6 項の中請、第 2 2 条の届出、第 2 3 条第 1 0 項の中請、第 3 3 条の届出、第 3 4 条の中出、第 3 5 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 3 6 条の報告、第 4 0 条の届出、第 4 2 条の中出、第 4 4 条第 1 項の中請、第 4 7 条の中請、第 4 9 条第 1 項の中請、第 5 0 条第 2 項の届出、第 5 2 条の報告、第 5 7 条の報告、第 7 5 条の届出、第 7 7 条の中出、第 7 8 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 7 9 条の報告、第 8 2 条第 1 項の中請、第 8 5 条の中請、第 8 7 条第 1 項の中請、第 8 8 条第 2 項の届出又は第 9 0 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

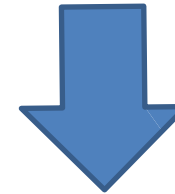
特定届出者番号	
特定事業者番号、特定連絡化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	
所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メー ル ア ド レ ス	



提出



経済産業局



通知

- ・アクセスキー
(温対法システム用)
- ・ログインID・PW
(e-Gov用)



省エネ法・温対法電子報告システムの利用について

省エネ法・温対法電子報告システムを利用①

- 省エネ法・温対法電子報告システムを利用すると、一度に複数省庁宛（※）の提出が可能です。
※省エネ法定期報告書は経済産業大臣並びに事業所管大臣に提出が必要です。



郵送（又はメール）で通知するURLからアクセス



ユーザ情報管理：利用申請

アクセス情報入力

アクセスキー		<半角文字10文字まで>
特定排出者番号		<半角数字9文字まで>

p 2 で経済産業局から通知された
アクセスキーを入力

アクセスキーと特定排出者番号を入力して「利用申請確認画面へ」ボタンを押してください。

利用申請確認画面へ

省エネ法・温対法電子報告システムを利用②

① ログイン後は定期報告書作成支援ツールで作成した x m l ファイルをアップロード

② x m l ファイル（指定表）をアップロード

省エネ法・温対法電子報告システム

前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46

ログイン名:テスト 確認用事業者7

ログアウト

トップページへ

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書アップロード

アップロードするファイルを指定してください。

- 省エネ法定期報告書、温対法報告書において、法第27条第1項の権利利益の保護に係る請求を行う場合には、様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書(別紙)」を、電子報告書に添付し、併せて提出先窓口へ提出してください。
- 提出前のエラーチェックが可能な以下の様式での提出にご協力をお願いします。
 - 温対法報告書:XML・EXCEL
 - 省エネ法定期報告書(工場等・特定南主):XML
 - 省エネ法定期報告書(貨物・旅客・航空):EXCEL

(省エネ法定期報告書(工場等)及び温対法報告書(様式第1)の提出について)

- 省エネ法定期報告書(工場等)の指定表を提出する場合は、まず下で報告書種別「省エネ法定期報告書(工場等)」を選択し、特定表の「指定表」タブをクリックしてください。
- 画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。
- 温対法報告書(様式第1)の別紙を提出する場合も同様に、報告書基本情報画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「様式第1(別紙)」を選択し、別紙のファイルを追加します。

特定提出者コード	310000007
報告年度	2016年度 ※当該年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいとされている年度を選択してください。
報告書種別	省エネ法定期報告書(工場等)
ファイル形式	XML
ファイル選択	参照...

戻る アップロード

本画面でアップロードしても提出とはなりません。報告書(届出書等)一覧から提出をしてください。

① x m l ファイル（特定表）をアップロード

② x m l ファイル（指定表）を追加

省エネ法・温対法電子報告システム

前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46

ログイン名:テスト 確認用事業者7

ログアウト

トップページへ

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書基本情報

基本情報	2016年度
報告書	省エネ法定期報告書(工場等)
特定提出者コード	310000007
報告書形式名	XML

報告書ステータス履歴

ステータス	日時	提出先 (◎:主たる事業所管官庁)	差異し名	差異し事由
一時保存データあり	2016/12/14 16:13	--	--	--

報告書本体

※指定表の提出がある場合は、「ファイル追加」の「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。

Web編集	Web編集	本体一括ダウンロード形式選択	(選択なし)	ダウンロード開始			
ファイル追加	様式	指定表	ファイル形式	XML	ファイル選択	\\mpci090002.ring.meti.go.jp/Drive 参照...	追加
様式	エネルギー管理工場番号	再アップロード	ダウンロード	削除			
特定表	事業者全体	ファイル選択	参照...	再アップロード	ダウンロード	削除	

添付資料

新規アップロード	ファイル形式	(選択なし)	ファイル選択	参照...	新規アップロード
ファイル名	形式	再アップロード	ダウンロード	削除	

補正コメント

補正コメント	
--------	----------------------

省エネ法・温対法電子報告システムを利用③

- ① 報告書の確認画面を表示
- ② アップロードした x m l ファイルの入力チェック

省エネ法・温対法電子報告システム
前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログアウト

トップページへ
ログイン名: テスト 確認用事業者7

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書(届出書等)一覧

報告年度	2015	年度
事業者名	テスト確認用事業者7	

提出ファイル一覧

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
温対法報告書(様式第1、様式第2)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存データあり	2016年12月14日 16:10	2016年12月14日 16:17	詳細	入力チェック	提出	取り下げ依頼
省エネ法定期報告書(特定小売)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
報告書(貨物)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
報告書(旅客)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

①報告書確認画面の表示

②入力チェック

省エネ法・温対法電子報告システム
前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログアウト
トップページへ
ログイン名: テスト 確認用事業者7

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書作成支援ツールにてエラー箇所を修正し、報告書(届出書等) 基本情報画面から再アップロードをしてください。

【エラー】

- 現在ログインしているユーザの特定排出者コード(番号)と報告書に入力された特定排出者コード(番号)が異なります。
- ログインユーザの特定排出者コード:[310000007]
- 報告書に入力された特定排出者コード:[090015001]
- ログインユーザの特定排出者コードを記載してください。特定排出者コードが変更になった場合は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のヘルプデスク(<http://qa.santeikohyo.env.go.jp/questions/>)」へご連絡ください。

【警告】

- 特定-第12表-1(温室効果ガス算定排出量)事業者全体特定連関化事業者の場合は、商標又は商号等を入力してください。

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

省エネ法定期報告書(様式第9) 閲覧

表紙、特定-第1表

特定-第2表

特定-第3,4表

特定-第5,6,7表

特定-第8,9表

特定-第10,11,指定表

特定-第12表

様式第2

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

事業分類		※エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	※主たる事業	行政機関
	※細分類番号	9731
	※当該事業を所管する大臣	経済産業大臣 (選択なし) (選択なし)
	※商標又は商号等	
		15919 t-CO ₂

電子政府の総合窓口（e-Gov）の利用について

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用①

- 経済産業省宛ての報告書を提出できます。



<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>



電子政府の総合窓口
【イーガブ】
e-Gov

[e-Govヘルプ](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [+大きく](#) [元に戻す](#) [-小さく](#)

[法令検索](#) [電子申請](#) [行政手続案内検索](#) [パブリックコメント](#) [FAQ よくあるご質問](#)

[ホーム](#) > e-Gov電子申請システム

e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ [電子申請メニュー](#)

重要なお知らせ

- 2016年12月13日 [e-Gov電子申請システムに関するお知らせ](#)
- 2016年10月19日 [Java実行環境の更新について](#)
- 2016年3月29日 [外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ](#)

e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

[e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ](#)

電子申請の始まりから終わりまでの一連の操作の流れをイメージいただけます。

- [電子申請システムとは](#)
- [申請・届出の流れ](#)

[e-Gov電子申請システムの利用準備をする](#)

ご利用環境のセットアップなどを、手順に沿ってご案内いたします。

- [e-Gov電子申請システムご利用ガイド](#)
- [e-Gov電子申請講習会資料](#)

[パーソナライズ](#)

[パーソナライズログイン](#)

- [パーソナライズとは](#)
- [パーソナライズパスワードを忘れた方](#)

[パーソナライズの開設](#)

[電子申請システム](#) [RSS](#)

運転状況

正常稼働中

停止予定

e-Gov

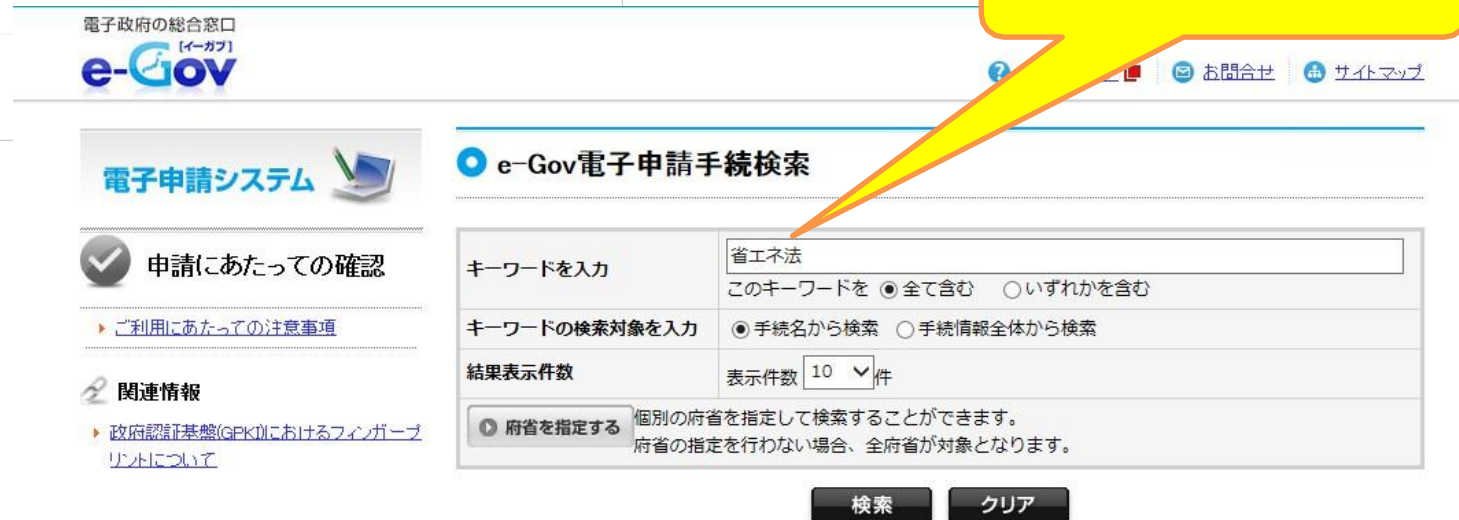
[厚生労働省](#) [国土交通省](#)

電子申請 関連リンク

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用②

① 画面を下にスクロールし、「申請（申請者・代理人）」をクリック

② 「省エネ法」で検索



電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用③

- ① 検索結果中「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック
- ② 申請ボタンをクリック後、必要項目を入力

検索結果一覧

指定したキーワードが含まれる行政手続情報の一覧を表示します。

総件数：2件 1件から2件までを表示 表示件数 10 件ごとに変更する 変更

[定期報告書\(特定荷主\)の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定荷主が貨物輸送に係るエネルギー使用量等を大臣に報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第63条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先と同等者:

■ その他手続情報

連名不可

[定期報告書の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等を主務大臣に対して行う報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先と同じ審査基準:一標準処理期間:電子:書面:

■ その他手続情報

連名不可

①「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック

電子申請システム

電子申請システム

定期報告書の提出(省エネ法)

電子申請手続の情報 手数料等の情報 記載要領等の情報

■ 手続概要

特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等を主務大臣に対して行う報告

電子申請システムによる手続に関する情報

提出方法	e-Gov電子申請
申請書様式	定期報告書
添付情報	【書面によるものを、申請書に添付する】
別送書類	
手続可能時間	原則、24時間365日、電子申請を受け付けるよう運用中。
備考	

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

定期報告書の提出 連名不可 申請する

②「申請する」をクリック
入力画面に従い入力

定期報告書等の電子化において必要な様式・ツール等

■ 光ディスク提出票（様式第42）

→定期報告書、中長期計画書及び計画書については、当該提出票を添付することで光ディスクによる電子データでの提出が可能です。

■ 電子情報処理組織使用申請届出（様式第43）

→電子申請の利用をご希望の方は、本届出を事前に所管の地方経済産業局へご提出ください。利用に際し必要なID/パスワードを発行し、通知いたします。

※届出からID/パスワードを発行するまでには日数を要します。ご希望の方はお早めにお手続きください。

■ 定期報告書作成支援ツール：

→本ツールを利用することで、定期報告書の電子データを簡易に作成することができます。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html

■ e-Gov：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

→従前どおり、経済産業省宛の定期報告書等が提出できます。

■ 省エネ法・温対法電子報告システム：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

→経産省を含む複数省庁宛の省エネ法の定期報告書等及び温対法の報告書が提出できます。

※上記システムはそれぞれID/パスワードが異なりますので、利用時にはご注意ください。

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照いただくか、資源エネルギー庁省エネルギー課もしくは所管の地方経済産業局までお問合せください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html